

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、財政的援助団体等監査結果に基づき講じた措置について、茨城県知事より通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年5月31日

茨城県監査委員	白井平八郎
同	村上典男
同	深谷一広
同	羽生健志

(注意事項)

監査実施機関名 公益財団法人 那珂川沿岸土地改良基金協会	監査実施年月日 令和4年2月15日
○監査の結果 那珂川沿岸農業水利事業推進協議会への助成金について、交付額の確定を誤り、助成金が過大に交付されていたことは適切でない。	
○措置状況 那珂川沿岸農業水利事業推進協議会への助成金の過大交付額については、令和4年3月末に返還を受けている。 今後は、再発防止を図るため、那珂川沿岸農業水利事業推進協議会に助成金執行状況管理表を作成させ、四半期ごとに当協会及び所管課へ報告させることとし、事務事業の適正な執行に努めていく。	